

事 務 連 絡
令和元年 8 月 15 日

保健所設置市薬務主管課 御中

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 114 条の 49 第 1 項第 3 号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づく研修実施機関の届出の受理について

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課から別添のとおり事務連絡がありましたので、関係機関・団体へ周知をお願いします。

なお、次の関係団体へは別途連絡済みです。

また、別添の事務連絡は神奈川県ホームページ「薬事関連通知一覧」に掲載します。

※連絡済み関係団体

公益社団法人神奈川県薬剤師会
一般社団法人神奈川県医薬品登録販売者協会
神奈川県医薬品卸業協会
神奈川県歯科用品商協同組合
神奈川県医療機器工業会
一般社団法人神奈川県登録販売者協会
神奈川県医療機器販売業協会

問合せ先
薬事指導グループ 松島
電話 045-210-1111 内線 4970
045-210-4967 (直通)

事務連絡
令和元年8月5日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
医療機器審査管理課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第114条の49第1項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令に基づく研修実施機関の届出の受理について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第114条の49第1項第3号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令第14条に基づき届出のあった下記の団体について、研修実施機関としての届出を受理しましたので、お知らせします。

なお、継続研修の実施に当たり、各都道府県におかれては、協力方よろしくお願ひします。

記

特定非営利活動法人 Chankus フォーラム

※研修実施場所等については、研修実施届（別添（写））を参照下さい。





様式 1

研 修 実 施 届

研 修 の 種 類	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（略称：「医薬品医療機器等法」）施行規則第 168 条及び第 175 条第 2 項に基づく医療機器販売等の営業所の管理者に対する研修
研修の実施場所	東京都・大阪府
備 考	

上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 114 条の 49 第 1 項第 3 号に規定する講習等を行う者の登録に関する省令第 14 条の規定に基づく届出をします。

2019 年 7 月 29 日

所在地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
〒183-0006
東京都府中市緑町1-16-4
（電話番号：042-351-6371）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
特定非営利活動法人 Chankus フォ
理事 長 安 藤 隆 興



厚生労働大臣 殿

（注意）

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

